

## 不利益処分に係る処分基準（法令）

法令名及び条項	処分の概要	担当課名
旅館業法（昭和23年法律第138号）第8条	営業の許可の取り消し又は営業の停止	生活衛生課

1 営業者に命じる営業停止の処分に係る審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合であって、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- (1) 営業施設の構造設備が基準に適合しなくなったと認められ、法第7条の2による改善命令による改善が認められない場合。
- (2) 営業者の講ずべき衛生措置を講じなかった場合（法第4条第1項）。
- (3) 宿泊拒否の制限に違反した場合（法第5条）。
- (4) 宿泊者名簿を備えていなかった場合又は環境衛生監視員の宿泊者名簿提出の要求に応じなかった場合（法第6条第1項）。
- (5) 当該吏員の報告徴収又は立入検査を拒んだ場合（法第7条第1項）。
- (6) 営業者である法人の役員が法第3条第2項第3号に該当するに至った場合（法第8条）。
- (7) 営業者（営業者が法人である場合におけるその代表者を含む。）又はその代理人、使用人その他の従業者が当該営業に関して法第8条第一号から第四号に掲げる罪を犯した場合（法第8条）。
- (8) 営業施設の利用基準に違反した場合（法施行令第3条）。

2 前記1の営業停止に係る処分期間は、次のとおりとする。

改善に要する相当期間。

3 営業者に命じる営業許可取り消しの処分に係る審査基準は次のとおりとする。

次のいずれかに該当する場合であって、前記1の処分による改善が見込まれず、当該処分を行う必要があると保健所長が認めること。

- (1) 営業停止を命じても当該事態が改善されなかった場合。
- (2) 上記以外でこの法律若しくはこの法律に基づく処分に違反する等した場合で許可の取り消しが必要と認められる場合。

備考 法令に規定されている条文やその解釈に関する文書を閲覧したい方は、申し出てください。